

情報通信審議会 情報通信技術分科会
研究開発・標準化戦略委員会
標準化戦略ワーキンググループ（第1回）

日時：平成19年8月28日（火）14:00～

場所：総務省低層棟1階 総務省第1会議室

議 事 次 第

1 開会

- ・ 総務省挨拶
- ・ 主任挨拶
- ・ 構成員紹介
- ・ 配布資料確認

2 議事

- (1) 諮問事項について
- (2) 標準化戦略ワーキンググループの運営について
- (3) 今後の検討課題について
- (4) 審議スケジュールについて
- (5) その他

3 閉会

[配付資料]

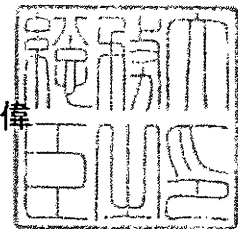
- | | |
|----------|-------------------------------|
| 資料 標-1-1 | 第1回研究開発・標準化戦略委員会資料（抜粋） |
| 資料 標-1-2 | 標準化戦略ワーキンググループ構成員名簿 |
| 資料 標-1-3 | 会議等の公開について（案） |
| 資料 標-1-4 | ICT分野における標準化・知的財産をとりまく現状について |
| 資料 標-1-5 | ICT標準化・知的財産強化戦略に関する検討課題（案） |
| 資料 標-1-6 | ICT標準化・知的財産強化プログラムの全体イメージ（素案） |
| 資料 標-1-7 | 標準化戦略ワーキンググループ検討スケジュール（案） |



諮問 第 13 号
平成 19 年 8 月 2 日

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣
菅 義偉



諮 問 書

下記について別紙のとおり諮問する。

記

我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略

諮問第13号

我が国の国際競争力を強化するための研究開発・標準化戦略

1 諮問理由

我が国は、人口減少社会を迎えることとなり、従来の経済成長モデルは限界に直面している。ICT産業は、それを利用する様々な産業の効率化や高付加価値化を実現するとともに、高度な情報通信サービスの提供が我が国の国民生活の向上につながっており、我が国の経済成長の原動力としての地位を占める産業となっている。また、そのグローバル市場は今後とも大きく成長することが期待されており、ICT産業の国際競争力の強化は、我が国が新たな経済成長のトレンドに乗るために不可欠なものである。

政府の e-Japan 戦略等の推進により、我が国は世界で最も安くて速いブロードバンド環境を実現し、また、携帯電話についても、他国と比較してサービスの高度化・多様化が大きく進展している。しかしながら、グローバル市場における情報通信関連機器の我が国の競争力は必ずしも高いとは言えない。このため、我が国の強みやポテンシャルを最大限にいかすとともに、弱点を克服していく戦略的な取組が我が国の喫緊の課題となっている。

このような問題意識の下、総務省では「ICT国際競争力懇談会」を開催し、その提言を踏まえて「ICT国際競争力強化プログラム」を平成19年5月に策定した。同プログラムは、研究開発や標準化を含めた様々な施策のパッケージであり、現在、その実現に向けた検討が進められているところである。

これまで研究開発及び標準化については、「第三期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)、「UN S戦略プログラム」(平成17年7月情報通信審議会答申)等に基づき推進しているところであるが、平成19年6月には、長期戦略指針「イノベーション25」が閣議決定され、2025年の豊かで希望にあふれる我が国の姿を示し、研究開発も含めてそれを実現するための方策が提言された。また、平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」(知的財産戦略本部)等において、知的財産の戦略的活用の観点から踏まえつつ国際標準化への更なる取組の強化が求められている。

以上の状況を踏まえ、新たな環境の変化にも配慮しつつ、中長期にわたり我が国の国際競争力を強化する観点から、研究開発及び標準化等に関する推進方策について審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

- (1) 研究開発課題と目標を明確化した研究開発ロードマップ
- (2) 標準化重点分野を明確化した標準化ロードマップ
- (3) 国際競争力強化のための研究開発・標準化推進方策

3 答申を希望する時期

平成20年3月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

情報通信分野の研究開発及び標準化政策の推進に資する。

我が国の国際競争力を強化するための研究開発及び標準化戦略 (情報通信審議会諮問)

背景

- 我が国は、人口減少社会を迎え、これまでの経済成長モデルの限界に直面
- ICT産業は、我が国の経済成長の原動力であるとともに、高度で多様なサービスが国民生活を向上
- e-Japan計画等政府の取組や企業間競争により、我が国は世界で最も安価で速いブロードバンド環境が実現
- 成長するグローバル市場において、我が国の競争力は必ずしも高くない状況

ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）

政策資源の集中と選択、産学官の連携強化等により、ICT産業の国際競争力強化を実現するために策定

基本プログラム

- ・ICT国際競争力会議の設置
- ・ユビキタス特区の創設
- ・ジャパン・イニシアティブ・プログラムの推進
- ・プラットフォームの開発・整備 等

個別プログラム

- ・ICT研究開発強化プログラム
- ・ICT標準化強化プログラム
- ・ICT知的財産強化プログラム
- ・ICT人材育成プログラム
- ・ソフトパワー強化プログラム 等

- 基礎的研究開発の戦略的推進
- 「ICT国際標準化戦略マップ」の整備
- 標準化団体の活動強化・相互連携等
- 「ICT知的財産強化戦略」の策定

「第3期科学技術基本計画」
「分野別推進戦略」
(平成18年3月)

UNS戦略プログラム
(平成17年7月)

知的財産戦略本部「国際標準総合戦略」
(平成18年12月)

長期戦略指針「イノベーション25」
(平成19年6月)

中長期に渡り国際競争力を強化する観点から、主に研究開発、標準化に関する具体的推進方策を検討

- 研究開発課題と目標を明確化した研究開発ロードマップ
- 標準化重点分野を明確化した標準化ロードマップ
- 国際競争力強化のための研究開発・標準化推進方策

産学官連携による戦略的研究開発・標準化活動

政府の研究開発・標準化政策の指針

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部改正

平成十九年八月二日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三十五号

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の号を加える。

15 研究開発・標準化戦略委員会

情報通信技術の研究開発・標準化戦略に関する事項

情報通信技術分科会における委員会の設置（平成十三年一月十七日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号）の
一部改正新旧対照条文

○情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号（平成十三年一月十七日）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌</p> <p>1 5 14（略）</p> <p>15 研究開発・標準化戦略委員会</p> <p>情報通信技術の研究開発・標準化戦略に関する事項</p> <p>二 組織等（略）</p>	<p>本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。</p> <p>一 名称及び所掌</p> <p>1 5 14（略）</p> <p>二 組織等（略）</p>

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

- (平成十三年三月二十八日一部改正)
- (平成十三年五月二十八日一部改正)
- (平成十三年六月二十五日一部改正)
- (平成十三年九月二十五日一部改正)
- (平成十三年十月二十二日一部改正)
- (平成十三年十一月二十八日一部改正)
- (平成十四年三月二十二日一部改正)
- (平成十四年五月七日一部改正)
- (平成十四年六月二十四日一部改正)
- (平成十四年八月七日一部改正)
- (平成十四年九月三十日一部改正)
- (平成十五年一月二十七日一部改正)
- (平成十五年三月十九日一部改正)
- (平成十五年四月二十一日一部改正)
- (平成十五年六月二十五日一部改正)
- (平成十五年九月三十日一部改正)
- (平成十五年十月二十九日一部改正)
- (平成十五年十一月二十七日一部改正)
- (平成十六年六月三十日一部改正)
- (平成十六年七月二十九日一部改正)
- (平成十六年十一月二十九日一部改正)
- (平成十七年三月三十日一部改正)
- (平成十七年十月十二日一部改正)

本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

- (平成十七年十月三十一日一部改正)
- (平成十八年一月二十三日一部改正)
- (平成十八年二月二十七日一部改正)
- (平成十八年三月二十七日一部改正)
- (平成十八年七月二十日一部改正)

一 名称及び所掌

- 1 C I S P R 委員会
- 2 国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項
- 3 航空無線通信委員会
- 4 航空無線通信の技術的諸問題に関する事項
- 5 海上無線通信委員会
- 6 海上無線通信設備の技術的条件に関する事項
- 7 携帯電話等周波数有効利用方策委員会
- 8 携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項
- 9 移動衛星通信システム委員会
- 10 移動衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 11 局所吸収指針測定委員会
- 12 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事項
- 13 U W B 無線システム委員会

超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項

8 小電力無線システム委員会

小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件に関する事項

9 5GHz帯無線アクセスシステム委員会

5GHz帯の無線アクセスシステム等の技術的条件に関する事項

10 IPネットワーク設備委員会

ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項

11 広帯域移動無線アクセスシステム委員会

広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事項

12 電波有効利用方策委員会

電波の有効利用のための技術的条件に関する事項（携帯電話等周波数有効利用方策委員会が所掌する事項を除く。）

13 放送システム委員会

放送システムの技術的条件に関する事項（ケーブルテレビシステム委員会が所掌する事項を除く。）

14 ケーブルテレビシステム委員会

ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項

二 組織等

1 分科会長の指名する委員及び専門委員

2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。

改正後

情報通信技術分科会における委員会の設置

平成十三年一月十七日

情報通信審議会情報通信技術分科会決定第三号

- (平成十三年三月二十八日一部改正)
- (平成十三年五月二十八日一部改正)
- (平成十三年六月二十五日一部改正)
- (平成十三年九月二十五日一部改正)
- (平成十三年十月二十二日一部改正)
- (平成十四年一月二十八日一部改正)
- (平成十四年三月二十二日一部改正)
- (平成十四年五月七日一部改正)
- (平成十四年六月二十四日一部改正)
- (平成十四年八月七日一部改正)
- (平成十四年九月三十日一部改正)
- (平成十五年一月二十七日一部改正)
- (平成十五年三月十九日一部改正)
- (平成十五年四月二十一日一部改正)
- (平成十五年六月二十五日一部改正)
- (平成十五年九月三十日一部改正)
- (平成十五年十月二十九日一部改正)
- (平成十六年六月三十日一部改正)
- (平成十六年七月二十九日一部改正)
- (平成十六年十一月二十九日一部改正)
- (平成十七年三月三十日一部改正)
- (平成十七年十月十二日一部改正)

- (平成十七年十月三十一日一部改正)
 - (平成十八年一月二十三日一部改正)
 - (平成十八年二月二十七日一部改正)
 - (平成十八年三月二十七日一部改正)
 - (平成十八年七月二十日一部改正)
 - (平成十八年九月二十八日一部改正)
 - (平成十九年八月二日一部改正)
- 本審議会の所掌事務のうち本分科会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十条第四項の規定により、本分科会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

- 一 名称及び所掌
- 1 C I S P R 委員会
- 2 国際無線障害特別委員会の諸規格に関する事項
- 2 航空無線通信委員会
- 3 航空無線通信の技術的諸問題に関する事項
- 3 海上無線通信委員会
- 4 海上無線通信設備の技術的条件に関する事項
- 4 携帯電話等周波数有効利用方策委員会
- 5 携帯電話等の周波数有効利用方策に関する事項
- 5 移動衛星通信システム委員会
- 6 移動衛星通信システムの技術的条件に関する事項
- 6 局所吸収指針測定委員会
- 6 携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法に関する事

項

- 7 UWB無線システム委員会
超広帯域無線システムの技術的条件に関する事項
- 8 小電力無線システム委員会
小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件に関する事項
- 9 5GHz帯無線アクセスシステム委員会
5GHz帯の無線アクセスシステム等の技術的条件に関する事項
- 10 IPネットワーク設備委員会
ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件に関する事項
- 11 広帯域移動無線アクセスシステム委員会
広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件に関する事項
- 12 電波有効利用方策委員会
電波の有効利用のための技術的条件に関する事項（携帯電話等周波数有効利用方策委員会が所掌する事項を除く。）
- 13 放送システム委員会
放送システムの技術的条件に関する事項（ケーブルテレビシステム委員会が所掌する事項を除く。）
- 14 ケーブルテレビシステム委員会
ケーブルテレビシステムの技術的条件に関する事項
- 15 研究開発・標準化戦略委員会
情報通信技術の研究開発・標準化戦略に関する事項

二 組織等

- 1 分科会長の指名する委員及び専門委員
- 2 委員会に主査を置き、委員会に所属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 3 委員会の議事の手続、その他その運営に必要な事項は、主査が定める。

研究開発・標準化戦略委員会
構成員名簿（案）

（敬称略、五十音順）

主査	委員	酒井 善則	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
主査代理	委員	土井 美和子	(株)東芝 研究開発センター 技監
	委員	伊東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
	委員	高畑 文雄	早稲田大学 理工学術院 教授
主査代理	専門委員	相澤 清晴	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	専門委員	青山 友紀	慶応義塾大学 教授
	専門委員	稲田 修一	(独) 情報通信研究機構 理事
	専門委員	井上 友二	(社) 情報通信技術委員会 理事長
	専門委員	江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	専門委員	大柴 小枝子	京都工芸繊維大学大学院 工芸科学研究科 准教授
	専門委員	大須賀美恵子	大阪工業大学 工学部生体医工学科 教授
	専門委員	冲中 秀夫	KDDI (株) 執行役員 技術渉外室長
	専門委員	國尾 武光	日本電気 (株) 執行役員 兼 中央研究所長
	専門委員	資宗 克行	情報通信ネットワーク産業協会 専務理事
	専門委員	高田 潤一	東京工業大学大学院 国際開発工学専攻 教授
	専門委員	谷岡 健吉	日本放送協会 技術研究所所長
	専門委員	津賀 一宏	松下電器産業(株) 役員 デジタルネットワーク・ソフトウェア技術担当
	専門委員	津田 俊隆	(株) 富士通研究所 常務取締役
	専門委員	長谷山 美紀	北海道大学大学院 情報科学研究科 教授
	専門委員	花澤 隆	日本電信電話 (株) 取締役 研究企画部門長
	専門委員	平松 幸男	大阪工業大学大学院 知的財産研究科 教授
	専門委員	福永 泰	(株) 日立製作所 中央研究所所長
	専門委員	村山 優子	岩手県立大学 ソフトウェア情報学部 教授
	専門委員	室田 和昭	三菱電機 (株) 通信システム事業本部 技師長
	専門委員	若尾 正義	(社) 電波産業会 専務理事

ワーキンググループの運営について (案)

- 1 ワーキンググループの検討事項は、次のとおりとする。
 - ・ 研究開発課題と目標を明確化した研究開発ロードマップ
 - ・ 標準化重点分野を明確化した標準化ロードマップ
 - ・ 国際競争力強化のための研究開発・標準化推進方策
 - ・ その他委員会において必要と認められた事項
- 2 ワーキンググループは、委員会の主査が指名する者（以下「構成員」という。）により構成する。
- 3 ワーキンググループに主任を置き、主任は、構成員のうち、委員会の主査が指名する者がこれに当たる。
- 4 ワーキンググループに主任代理を置くことができ、主任代理は、構成員のうち、主任が指名する者がこれに当たる。
- 5 主任は、ワーキンググループの議事を掌理する。
- 6 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- 7 主任は、会合を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議事を通知する。
- 8 主任は、検討に必要と認めるときは、ワーキンググループの会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 9 その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は主任が定める。

研究開発戦略ワーキンググループ 構成員名簿

(案)

(敬称略)

(主任) 土井 美和子 (株)東芝 研究開発センター 技監

※その他の構成員については、研究開発・標準化戦略委員会の主査が指名する者とする。

標準化戦略ワーキンググループ 構成員名簿

(案)

(敬称略)

(主任) 相澤 清晴 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授

※その他の構成員については、研究開発・標準化戦略委員会の主査が指名する者とする。

平成19年8月28日現在

情報通信審議会 研究開発・標準化戦略委員会
標準化戦略ワーキンググループ構成員名簿

(敬称略、五十音順)

- 主任 相澤 清晴 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
 浅谷 耕一 工学院大学 工学部情報通信工学科 教授
 浅見 徹 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
 江崎 正 ソニー(株) スタンダード&パートナーシップ部 Technology Standards Office 電子技術標準化専任部長
 江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
 上野 貴弘 (独)情報通信研究機構 研究推進部門長
 岡 進 三菱電機(株) 開発本部開発業務部 次長
 勝部 泰弘 (株)東芝 研究開発センター 通信プラットフォームラボラトリー 室長
 加藤 隆 日本放送協会 技術局 計画部 チーフ・エンジニア
 加藤 泰久 日本電信電話(株) 研究企画部門 グローバルR&D (標準化戦略担当) 担当部長
 川西 素春 沖電気工業(株) 情報通信グループ ネットワークシステムカンパニー ネットワークシステム本部プロダクト 開発マーケティング部 担当部長
 喜安 拓 (社)情報通信技術委員会 専務理事 事務局長
 北地 西峰 パナソニックコミュニケーションズ(株) 標準化・協業推進室 室長
 古賀 正章 KDDI(株) 技術渉外室 企画調査部 担当部長 標準戦略グループリーダー
 小林 直哉 (株)日立製作所 研究開発本部 研究戦略統括センタ 国際標準化推進室 担当部長
 小森 秀夫 富士通(株) 法務・知的財産権本部 スタンダード戦略室 専任部長
 佐藤 孝平 (社)電波産業会 常務理事
 玉井 克哉 東京大学 先端科学技術研究センター 教授
 中西 廉 情報通信ネットワーク産業協会 次世代IPネットワーク検討WG委員
 原崎 秀信 日本電気(株) システムプラットフォーム研究所 兼 標準化推進本部 統括マネージャ
 日比 慶一 シャープ(株) 技術本部 標準化戦略推進室 室長
 平松 幸男 大阪工業大学大学院 知的財産研究科 教授
 藤咲 友宏 (社)日本CATV技術協会 常任副理事長
 星 克明 財団法人テレコム先端技術研究支援センター 研究企画部 部長
 本城 和彦 電気通信大学 電気通信学部情報通信工学科 教授
 宮島 義昭 住友電気工業(株) 情報通信研究開発本部 支配人
 村上 和弘 京セラ(株) 機器研究開発本部 横浜R&Dセンター副所長
 山下 孚 (財)日本ITU協会 専務理事

計28名

会議等の公開について（案）

1 会議の公開について

- ・ 情報通信審議会議事規則（情報通信審議会決定第1号）により審議会、分科会、部会の会議については、原則として公開とされているところであり、本ワーキンググループについても、これに準じ、原則として公開とする。
- ・ ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主任が非公開とすることを必要と認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。
- ・ 会議の公開・非公開の決定は、主任が行う。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を公表する。

2 議事概要、配布資料の公開について

- ・ 事務局は、会議後速やかに議事概要を作成し、その内容について各構成員に確認を求める。
- ・ 配付資料、各構成員により確認された議事概要（以下「議事概要等」）は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。また、議事概要については、総務省ホームページに掲載する。
- ・ ただし、議事概要等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合、又はその他主任が非公開とすることを必要と認めた場合は、議事概要等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- ・ 議事概要等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

3 会議開催の周知について

会議を開催するときは、会議名、日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別、傍聴申込要領を記載した開催案内を、事前に総務省ホームページへ掲載するとともに、総務省記者クラブに周知する。

4 その他

その他、会議等の公開について必要な事項は、主任が定める。

○情報通信審議会議事規則（抄）

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第一号

改正

平成十三年三月二十八日
情報通信審議会決定第四号

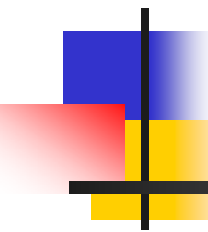
平成十四年八月七日
情報通信審議会決定第七号

平成十六年一月二十八日
情報通信審議会決定第八号

平成十八年八月一日
情報通信審議会決定第九号

第九条 会議は、次の場合を除き、公開する。

- 一 電気通信事業法第六十九条第一号（同法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可を除く。）及び第二号に掲げる事項に関する審議
- 二 有線テレビジョン放送法第二十六条の二第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する審議
- 2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあつては非公開とすることができる。
- 3 議事録等は、審議会の事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 第二項の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。
- 5 議事録が公開されるまでの間、審議会の事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。



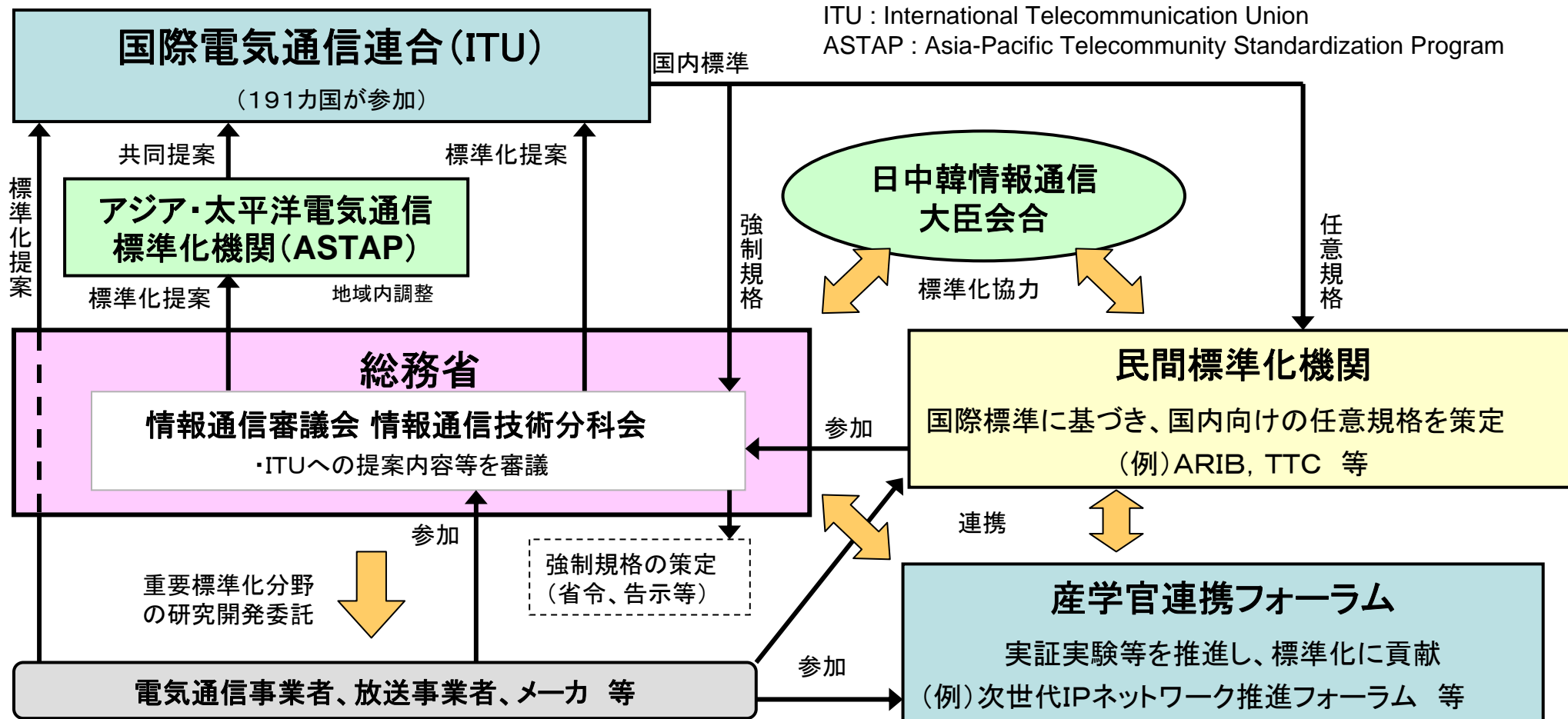
ICT分野における標準化・知的財産を とりまく現状について

平成19年8月28日

総務省

我が国の情報通信分野における標準化の推進体制

情報通信分野においては、接続性確保のため、ITUを中心に国際標準化を推進



NGN国際標準化への各国取組み状況

主なITU-T SG会合への出席者数

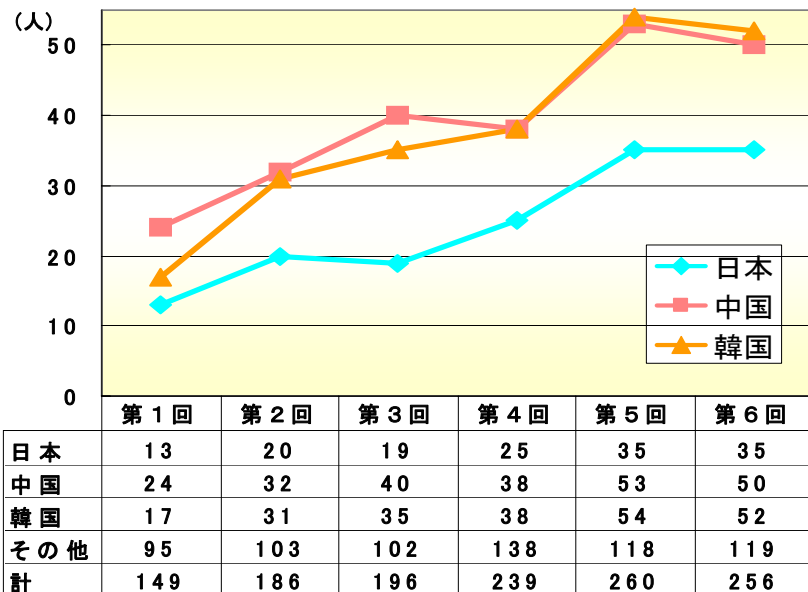
SG	回	年月	全体	日本	中国	韓国
SG11	1	2004.12	75	6	13	2
	2	2005.5	70	5	10	6
	3	2005.9	70	7	12	6
	4	2006.1	92	17	8	4
	5	2006.7	84	15	10	10
	6	2007.4	94	17	9	15
SG13	1	2004.12	149	13	24	17
	2	2005.5	186	20	32	31
	3	2005.9	196	19	40	35
	4	2006.1	239	25	38	38
	5	2006.7	260	35	53	54
	6	2007.4	256	35	50	52
SG15	1	2004.12	222	35	23	2
	2	2005.5	256	38	44	4
	3	2006.2	277	44	41	3
	4	2006.10	281	41	49	7
SG16	1	2004.11	126	10	13	6
	2	2005.7	152	17	25	12
	3	2006.4	144	12	31	7
	4	2006.11	128	14	25	10

SG13の議長・副議長・ラポーター・コラポーターの出身国

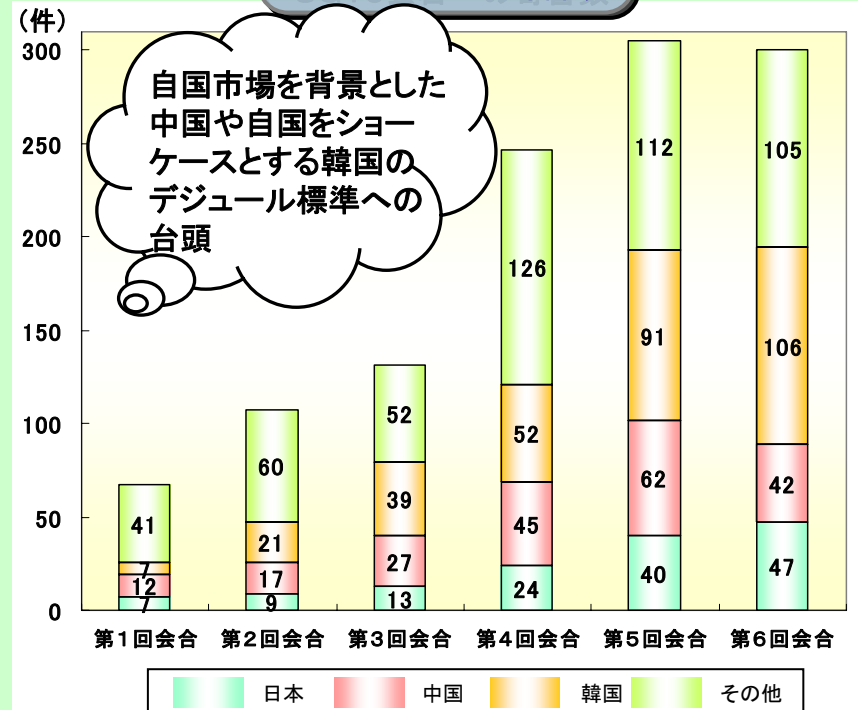
SG議長	SG副議長	ラポーター・コラポーター
イギリス	日本	中国(10)
	中国	アメリカ(8)
	アメリカ	韓国(3)
	韓国	フランス(2)
	フランス	カナダ(2)
	カナダ	ドイツ(1)
	シリア	イギリス(1)
ドイツ	日本(1)	

将来の議長・副議長確保を見越した取組みが必要

SG13会合への出席者数



SG13会合への寄書数



ITUへの我が国の貢献

◆我が国は、ITUの総予算(約3.2億スイスフラン/2年間)に対して、年間約950万スイスフラン(約8.4億円)を負担しており、米国、独国、仏国と並び、世界最高額を拠出。

(このほか、民間からの参加メンバーが年間総額約250万スイスフランを負担。)

◆また、我が国からITUへの貢献度は、参加メンバー、出席者数、提案文書数のいずれにおいても、全体の約1割程度を占める状況。(会合への具体的な参加状況等は、以下のとおり。)

【ITU-T】参加メンバー

2007.3現在

SG会合への出席者数 (2006.1-2007.2)

SG会合への寄書数 (2006.1-2007.2)

	セクターメンバー	アソシエイト
全体	331	116
日本	29	7

全体	2,764	-
日本	356	12.9%

全体	2,322	-
日本	268	11.5%

【ITU-R】参加メンバー

2007.3現在

SG等会合への出席者数 (2006.1-2006.12)

SG等会合への寄書数 (2006.1-2006.12)

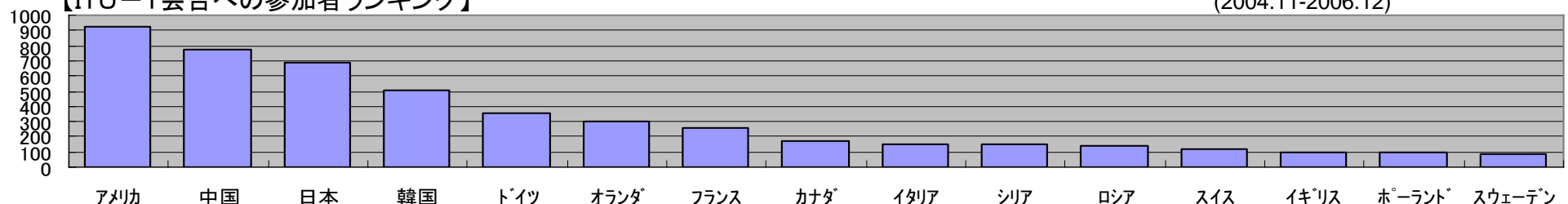
	セクターメンバー	アソシエイト
全体	291	29
日本	31	3

全体	4,761	-
日本	502	10.5%

全体	2,305	-
日本	146	6.3%

【ITU-T会合への参加者ランキング】

(2004.11-2006.12)



今会期(2004～2008年)のITU-Tの標準化体制と日本からの役職者

SG	主な活動内容	議長
SG 2	サービス提供、番号等ネットワークの運用側面	Mrs. M-T Alajouanine (仏)
SG 3	料金及び会計原則	Mr. K-S Park (韓)
SG 4	ネットワーク管理	Mr. D. Sidor (米)
SG 5	電磁的環境影響に対する防護	Mr. R. Pomponi (伊)
SG 6	屋外施設	Mr. F. Montalti (伊)
SG 9	統合広帯域ケーブルネットワーク及びテレビジョン・音声伝送	Mr. R. R. Green (米)
SG 11	信号要求条件とプロトコル	Mr. Y. Hiramatu (日)
SG 12	性能及びサービス品質	Mr. J-Y. Monfort (仏)
SG 13	NGN-アーキテクチャ、展開、融合	Mr. B. Moore (英)
SG 15	光その他の伝送ネットワーク	Mr. Y. Maeda (日)
SG 16	マルチメディアのサービス、システム及び端末	Mr. P-A Probst (スイス)
SG 17	セキュリティ、言語及び電気通信ソフトウェア	Mr. H. Bertine (米)
SG 19	移動通信ネットワーク	Mr. J. Visser (加)
TSAG	ITU-Tの戦略、体制	Mr. G. Fishman (米)

日本からの役職者	
——	
副議長 津川 清一 (KDDI)	新任
副議長 藤井 伸朗 (NTT)	再任
——	
——	
副議長 松本 修一 (KDDI)	再任
議長 平松 幸男 (大阪工大)	再任
——	
副議長 森田 直孝 (NTT)	新任
議長 前田 洋一 (NTT)	新任
副議長 内藤 悠史 (三菱電機)	新任
副議長 渡辺 裕 (KDDI)	新任
副議長 田村 基 (ドコモ)	新任
副議長 岡村 治男 (SCAT)	新任

我が国からSG議長2名、副議長8名の全ての候補者が任命。合計10名は、米国の9名を上回り最多。

今会期(2003~2007年)のITU-Rの標準化体制と日本からの役職者

SG	活動内容	議長	日本からの役職者
SG1	スペクトル利用・監視	Mr. Robin H.HAINES (米)	—
SG3	電波伝搬	Dr. D. G. Cole (豪)	—
SG4	固定衛星業務	Mrs. V. Rawat (加)	副議長 阿部 宗男氏 (KDDI株)
SG6	放送業務	Mr. A. Magenta (伊)	副議長 熊田 純二氏 (NHK)
SG7	科学業務	Mr. R. M. Taylor (米)	—
SG8	移動業務等	Mr. C. Van Diepenbeek (蘭)	副議長 水池 健氏 (KDDI株)
SG9	固定業務	Mr. V. M. Minkin (露)	副議長 橋本 明氏 (株NTTドコモ)
RAG	無線通信アドバイザーグループ	Mr. B. A. Gracie (加)	—

我が国からはSG副議長4名が任命。

国際機関／デジュール標準

ITU (国際電気通信連合): 情報通信・放送標準

ISO (国際標準化機構): 情報処理・工業標準

IEC (国際電気標準化会議): 電気機器標準

参考:

de jure standard

法的(公的)な標準

de facto standard

事実上の標準

連携

ITU等のデジュール標準化活動だけに限定することなく、民間におけるフォーラム標準化活動等への支援や競争的資金による研究開発支援、国際会議出席支援等の一層の強化が求められている。

企業グループ／フォーラム標準

・ インターネットプロトコル
(IETF: Internet Engineering Task Force)

・ 携帯電話の詳細プロトコル
(3GPPs: The 3rd Generation Partnership Projects)

・ 無線LAN (IEEE: The Institute of Electrical and Electronics Engineers)

(参考) その他のフォーラム例

- ・ ユビキタスIDセンター
- ・ EPC global
- ・ ネットワークロボットフォーラム
- ・ デジタルシネマ実験推進協議会

フォーラムには、標準作成のみでなく、開発、普及を推進するものまで多様な団体がある

(参考) デジュール、フォーラム以外の標準

個別企業／デファクト標準

・ パソコンOS (Windows: マイクロソフト)

・ パソコンCPU (インテル)

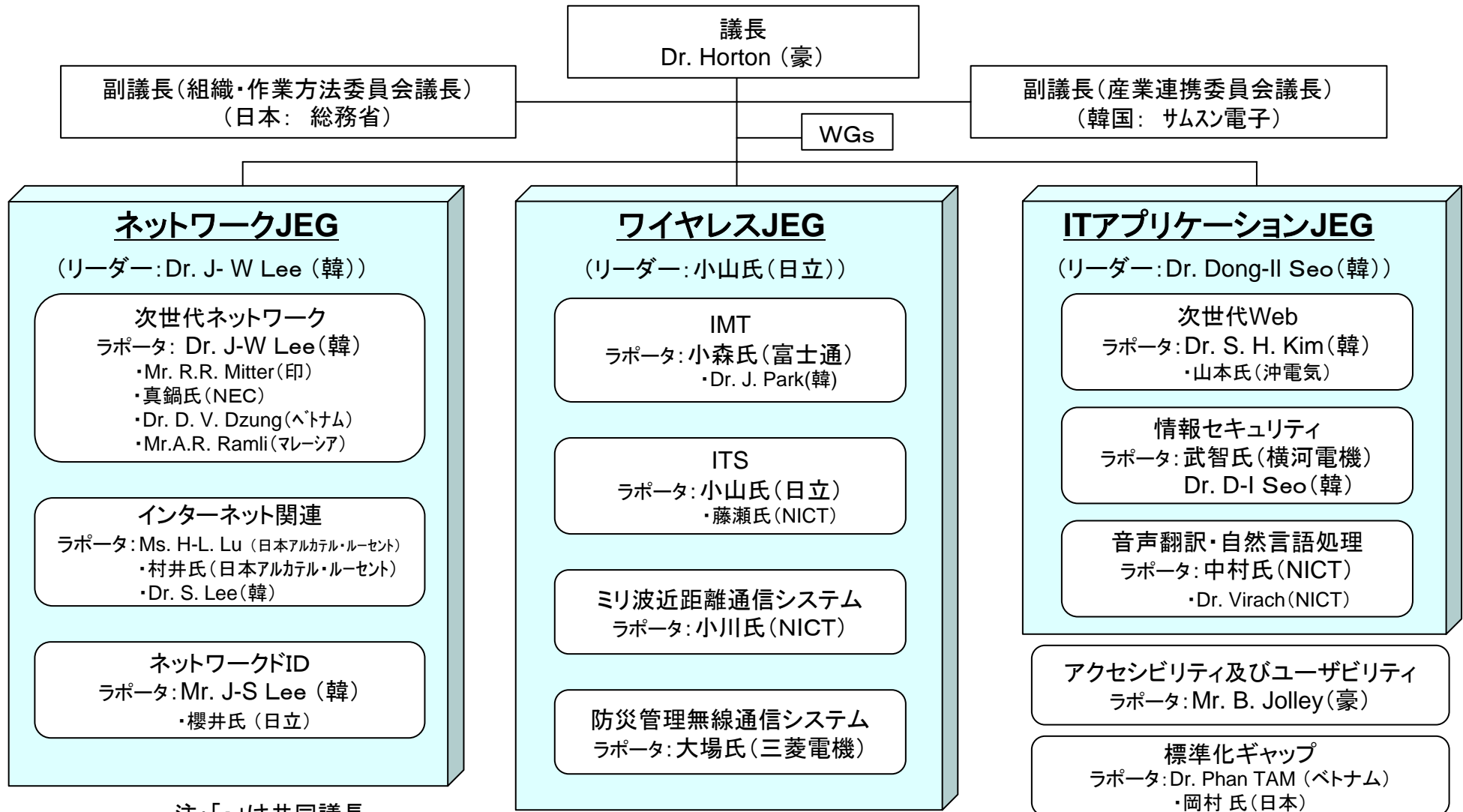
・ ルータ (シスコシステムズ)

デファクト(フォーラム)標準の活発化

アジア・太平洋電気通信標準化機関(ASTAP)の組織

ASTAP (APT Standardization Program)

- ◎ 1997年11月 第21回APT管理委員会で設立が承認 — APT加盟数：34ヶ国、4地域、103社（企業・団体） —
・標準化課題に関する地域見解の調整、ITU会合に向けた共同提案の作成 等



① 日中韓情報通信大臣会合

日中韓3カ国の情報通信分野において広範な協力の促進を図ることが目的

[参加機関]

日本：総務省

中国：情報産業部

韓国：情報通信部

[これまでの活動]

2002年9月 第1回会合 マラケシュ(モロッコ)

2003年9月 第2回会合 チェジュ(韓国)

以下の7分野の協力に関する取決めに合意。

- ① 3G及び次世代移動通信(4G)
- ② 次世代インターネット(IPv6)
- ③ デジタル放送
- ④ 情報ネットワークセキュリティ
- ⑤ オープンソースソフトウェア
- ⑥ 電気通信サービス政策
- ⑦ 2008年北京オリンピック

2004年7月 第3回会合 札幌(日本)

⑧ 電子タグ／センサーネットワークを協力分野に追加。

2006年3月 第4回会合 厦門(中国)

ASEANとの連携推進等に合意

② 日中韓の標準化協力

日中韓の国内標準化機関が情報通信分野の標準化において意見交換を行い、連携の促進を図ることが目的

[参加機関]

日本：TTC、ARIB

中国：CCSA

(China Communication Standards Association)

韓国：TTA

(Telecommunications Technology Association)

[これまでの活動]

これまでに7回の会合を開催。

具体的な協力分野として、

- ① 次世代移動通信(B3G)
- ② 次世代ネットワーク(NGN)
- ③ ネットワーク型ID(N-ID)

について作業部会を設置し、ITU等の国際標準化活動へ日中韓で連携して対応するための検討を実施。

～次世代IPネットワーク推進フォーラム組織図～

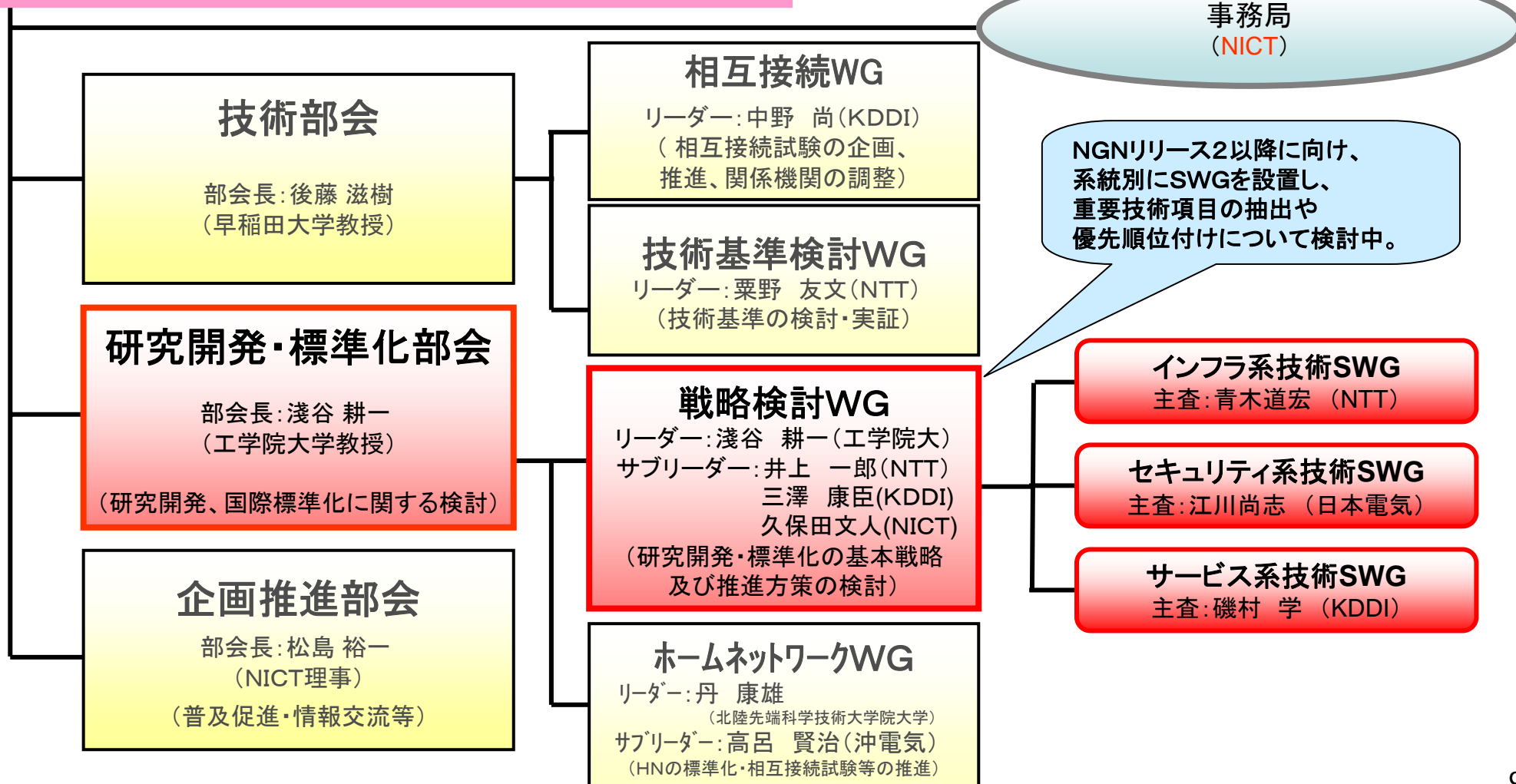
次世代IPネットワーク推進フォーラム

会長: 齋藤 忠夫 (東京大学名誉教授)

設立: 2005年12月

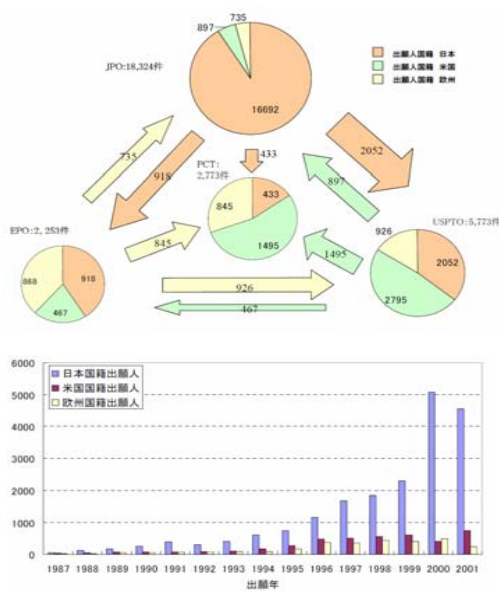
会員数: 226 (H19.3)

事務局: 独立行政法人 情報通信研究機構 (NICT)



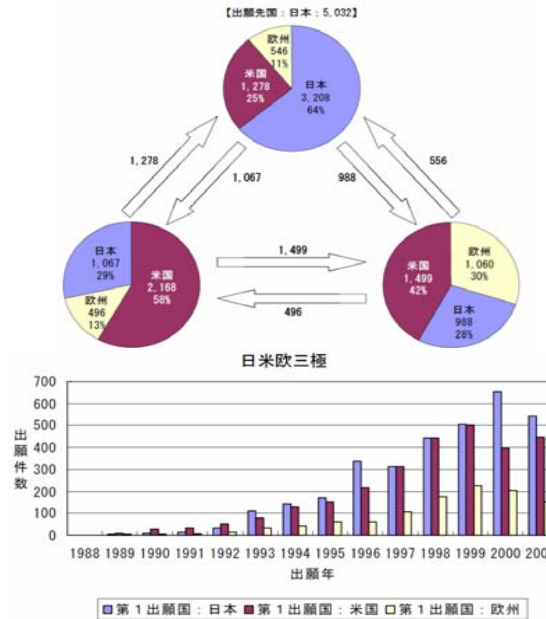
特許出願の数の上では、日本は不利な立場にあるとは言えないが国際競争力に結びついていない。また、GSMの特許なくしても、韓国メーカー勢は世界シェア3位と5位に食い込んでいる。

携帯電話端末の特許出願状況



出典:平成15年度特許出願技術動向調査報告(特許庁)
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm>

CDMA技術の特許出願状況



出典:平成15年度特許出願技術動向調査報告(特許庁)
<http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm>

携帯電話端末シェア(世界)

2007年第1四半期

メーカー	出荷台数	シェア
ノキア	9110万台	35.5%
モトローラ	4540万台	17.7%
サムソン	3480万台	13.6%
ソニーエリクソン	2180万台	8.5%
LG電子	1580万台	6.2%
その他	4750万台	18.5%
合計	25640万台	100.0%

出典:IDCレポート(米国)
http://www.idc.com/getdoc.jsp?containerId=pr2007_04_19_220958

① 標準化作業の行方を左右する基本特許

第3世代の携帯電話規格策定時に、W-CDMA陣営とCDMA2000陣営との間で、相手方陣営の企業には保有する特許のライセンスを行わないと宣言し、標準化作業がストップ。

結局、クロスライセンスすることにより解決が図られたが、「通信の根幹に関わる基本特許」の保有により、標準化作業にまで影響力が行使された例となった。

② 周辺ビジネス展開

第3世代の携帯電話の基本技術を持つクアルコム社の収益構造

○ライセンス事業収入: 19億ドル(2005年)

研究開発や携帯電話関連技術を有する企業の買収等により、携帯電話関連特許を拡大。ある種のパテントプールの役割を担いつつある。

○半導体等事業収入: 37億ドル(2005年)

携帯電話向けのチップセットを端末メーカーに供給。

基本技術のライセンス事業のほか、豊富な基本技術を武器に携帯電話向けチップセット等を供給する等の周辺ビジネスにより、ライセンス事業の約2倍の規模の収入を確保。

⇒ ICTの世界は相互接続、相互運用することが必須であり、特許を含む技術が標準となりうることが前提。通信の根幹に関わる基本特許を確保し、それを必須特許とすること、もしくはクロスライセンスで負けない状況を築くことが求められる。

平成18年12月6日知的財産戦略本部決定

産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する

経営者の意識改革、企業の組織体制の強化を図るとともに、多様な国際標準化スキームの戦略的活用を促進するなど、企業の国際標準化活動への自主的な取組を強化する。

国全体としての国際標準化活動を強化する

国際標準化機関における議長・幹事の積極的引受や環境・安全・福祉等の分野における取組の強化により国際的な貢献を果たす。また、国の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進し、国全体としての国際標準化活動を強化する。

国際標準人材の育成を図る

国際標準化経験者の知識とノウハウの活用、大学等における標準化教育の支援により、次世代の国際標準化人材を育成する。あわせて顕彰制度の充実やキャリアパスの確立により、国際標準化活動に対するインセンティブを高める。

アジア等の諸外国との連携を強化する

国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域の連携強化のための「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を策定するとともに、中国・韓国との協力を推進する。

国際標準化のための公正なルール作りに貢献する

より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献するとともに、国際標準化に関連する知的財産の取り扱いルールを明確化するなど、国際標準化のための公正なルール作りに貢献する。

平成19年5月31日知的財産戦略本部決定

戦略的な国際標準化活動の強化

国際標準総合戦略の実行

- ・国際標準化活動を強化するため、平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」を着実に実行する

産業界自身によるアクションプランの策定と実行

- ・産業界に対し、国際標準化活動に関する「アクションプラン」の策定等により標準化活動を積極的に推進するよう促す。

研究活動と国際標準化活動の一体的な推進

- ・研究成果の国際標準化が期待される分野については、研究開発の評価指針等の評価項目として国際標準化に関する取り組みを明確に位置付ける。
- ・国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行う。

国際標準化活動のリーダー育成

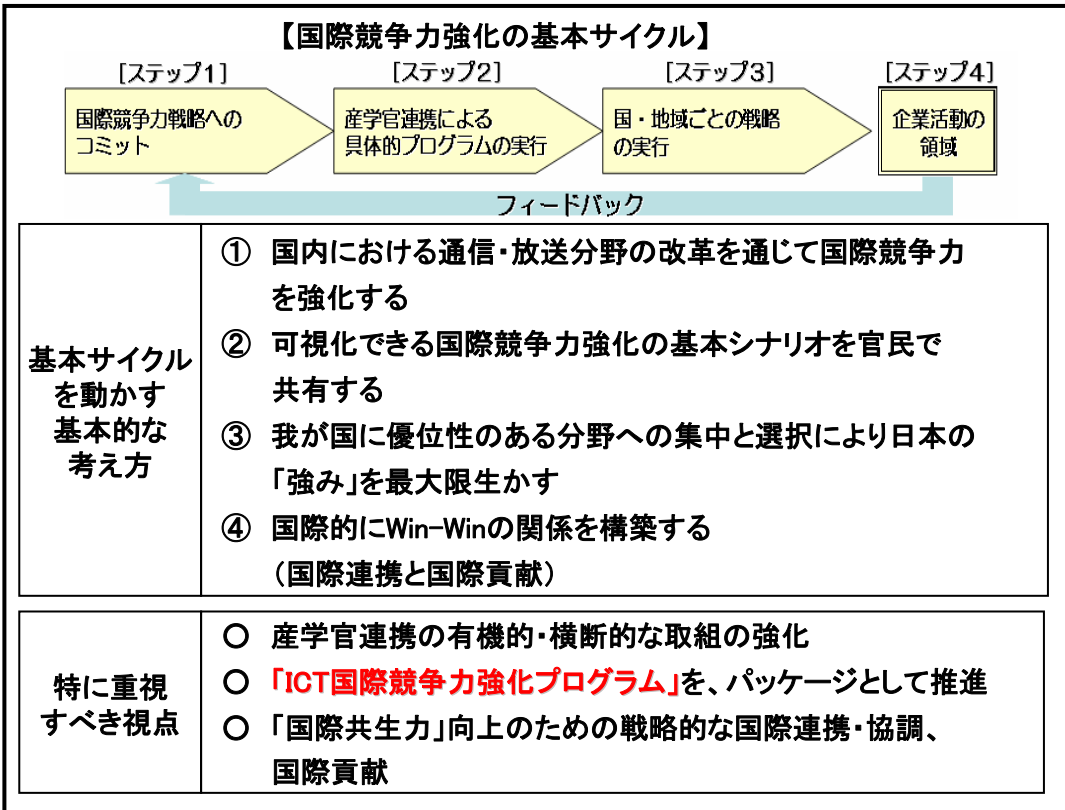
- ・国際標準化活動の経験者を活用する制度を整備する。
- ・経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へ継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

アジア等の諸外国との連携を強化する

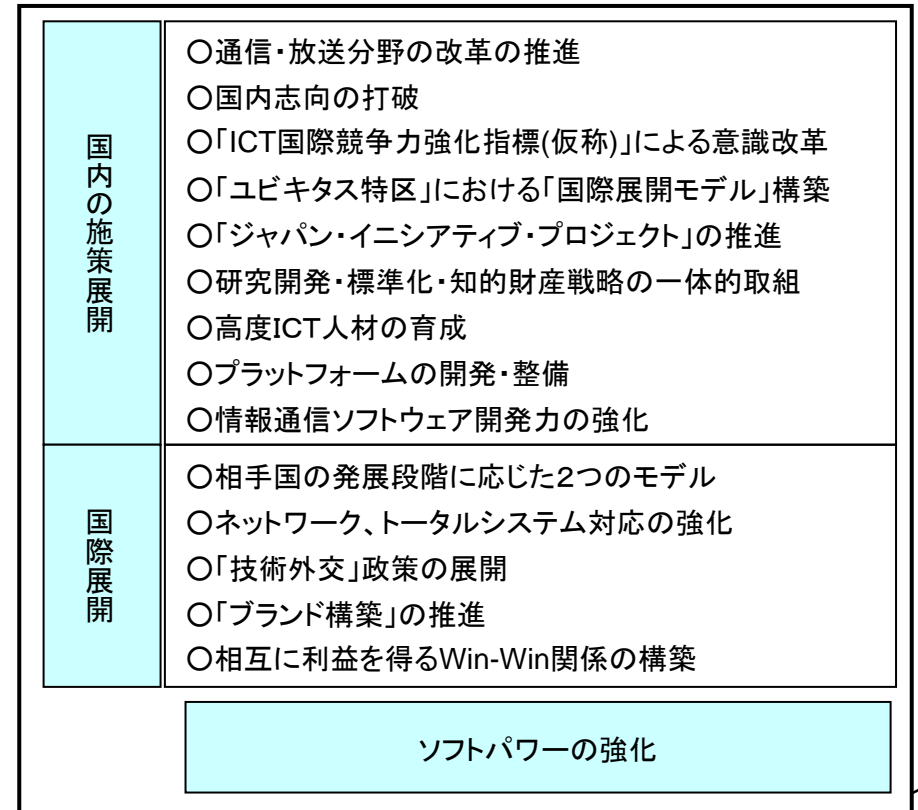
- ・アジア太平洋地域における国際標準化活動の水準を引き上げる。
- ・国際標準化活動を行う者の人的ネットワークを強化する。
- ・国際標準案の共同提案を促進する。

目 標	目標1: ICT国際競争力強化年間 今後2年間で「ICT国際競争力強化年間」と位置づけ、2011年までに国際競争力強化を実現
	目標2: グローバルな視点で強い産業に ICT産業が、自動車産業等とも並ぶ基幹産業、グローバルな視点からも「強い」産業に
	目標3: 情報通信GDP倍増計画 我が国の情報通信GDPを倍増(約62兆円(2004年度)→120兆円(2011年度目途))

【基本的考え方】



【具体的な戦略展開】



【基本プログラム】

- 「ICT国際競争力会議(仮称)」の設置
- 「ユビキタス特区」の創設
- 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進
- プラットフォームの開発・整備
- 重点分野における基本戦略の推進
- 「技術外交」の戦略的展開
- 通信・放送分野の改革の推進

【個別プログラム】

- ICT 研究開発強化プログラム
- **ICT 標準化強化プログラム**
- **ICT 知的財産強化プログラム**
- ICT 人材育成プログラム
- ソフトパワー強化プログラム
- ICT ブランド向上プログラム
- 国際展開支援プログラム
- 税制・財政金融等支援

ICT知的財産強化プログラム

○「ICT 知的財産強化戦略」の策定

国際競争力を有する技術とともに強固な知的財産権網をグローバルに確保するための方策、特許・プールに関する方策など「ICT 知的財産強化戦略」を平成19年度中に、官民で検討し、策定する。

○「ICT 特許マップ」の整備

平成19年度中に、企業が効果的に知的財産戦略に取り組むことができるよう、「ICT 特許マップ」の策定方針について、官民で検討するとともに、重点技術の知的財産取得状況を整理した「ICT 特許マップ」の整備に着手する。

○民間相談窓口の活用促進

ベンチャー企業等の国際展開に当たり、
 ・全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」
 ・日本弁理士会が提供している「弁理士ナビ」
 ・日本弁護士連合会の支援の下に誕生した「弁護士知財ネット」
 等の活用を推進する。

ICT標準化強化プログラム

○「ICT 標準化・知財センター(仮称)」の設置

研究開発、標準化活動及び知的財産戦略を一体的に推進するため、既存の社団法人等を活用して、「ICT 標準化・知財センター(仮称)」を設置する。

○「ICT 国際標準化戦略マップ」の整備

デジュール標準、デファクト標準及びフォーラム標準も含めた標準化に対する諸外国や国際機関における取組を整理した「ICT 国際標準化戦略マップ」を、「ICT 標準化・知財センター」等において平成19年度から整備する。

○「ICT 標準化エキスパート」の選定

ITU 等国際機関の標準化関係の役職経験者等を「ICT 標準化エキスパート」として選定し、標準化に関するノウハウ提供、関係者間の調整、国際会議への参加者に対するサポート等を行う。

○「ICT 国際標準化推進ガイドライン」の策定

企業の標準化活動への積極的な参加を促すために、平成19年度中に、標準化活動が経営に与える効果等を示す指標や標準化に関する基礎情報・ノウハウ、これまでの成功事例等を含む「ICT 国際標準化推進ガイドライン」の策定に着手する。

○標準化団体の活動強化・相互連携等

関連する標準化団体の標準化活動や相互連携を強化するとともに、NGN 等の重点分野については関係者による検討の場を設定し、戦略的に標準化に取り組む。

○企業の標準化活動への支援

企業における標準化活動を促進するために、国際標準化のための会合等への参加や標準化に貢献する研究開発に対して積極的に支援を行う。

○アジア・太平洋地域における連携強化

アジア各国における情報通信システムの開発・標準化へのニーズを把握し、域内の標準化協力の促進に資するため、技術者招へい、ワークショップ開催、人材育成ツールの開発等を内容とする「アジア・太平洋地域における標準化連携強化事業(仮称)」を実施する。また、アジア諸国との共同研究を一層推進し、アジア諸国のニーズも柔軟に取り入れられるよう、成果の実証・検証をアジア諸国と共同で実施するよう配慮する。

ICT 標準化強化戦略、知的財産強化戦略に関する検討課題(案)

論点 (ICT 標準化・知的財産強化プログラム)	検討課題
1 ICT 標準化・知財センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化・知財戦略の中でICT標準化・知財センターが担うべき機能はどのようなものか。 ・ ICT標準化・知財センターの運営主体、組織形態及び運営コストの負担のあり方をどう考えるか。 ・ 民間企業等がセンターの活動に積極的に参加するために有効な方策はどのようなものか。
2 ICT 国際標準化戦略マップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT国際標準化戦略マップには、主要な技術分野毎にどのような情報をマッピングするのが有効か。 ・ ICT国際標準化戦略マップの運用主体及び定期メンテナンス方法をどうするのか。コストはどの程度か。 ・ オープン性が求められている中での標準化戦略とはどのようなものか。
3 ICT 標準化エキスパートの選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT標準化エキスパートの役割、選定基準及び育成方法についてどのように考えるか。 ・ ICT標準化エキスパート制度の実施体制についてどのように考えるか。
4 ICT 国際標準化推進ガイドラインの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT国際標準化推進ガイドラインは誰を対象にすべきか。 ・ ICT国際標準化推進ガイドラインにはどのような項目を規定すべきか。
5 標準化団体の活動強化・相互連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる標準化団体には、民間の各種フォーラム活動等も含むのか。 ・ 標準化団体の連携の目的及び具体的な連携内容についてはどのように考えるか。
6 企業の標準化活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在でも旅費支援等のスキームがあるが、標準化活動への更なる公的支援に対するニーズがあるのか。 ・ SCOPEをはじめとする研究開発支援制度について標準化により一層貢献するためにはどのような見直しが求められているか。
7 アジア・太平洋地域における連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア・太平洋地域内における共同研究のニーズをタイムリーに把握するにはどのような体制、手法が有効か。 ・ 共同研究の予算及びその実施にはどのようなスキームが有効か。
8 ICT 知的財産強化戦略の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 知的財産強化戦略として共通的に定める事項としてどのような項目があるか。
9 ICT パテントマップの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTパテントマップが対象とする産業・技術領域はどのように決定するのが有効か。 ・ ICTパテントマップのメンテナンスを行うための体制、コストの負担のあり方をどう考えるか。
10 民間相談窓口の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の民間相談窓口の利活用を促進するためにはどのような方策が有効か。

第1回研究開発・標準化戦略委員会における意見

1 全体的な方針について

- ・ 国際競争力の指標について検討すべき。
- ・ 国際競争力について議論すべき標準化の分野を検討すべき。

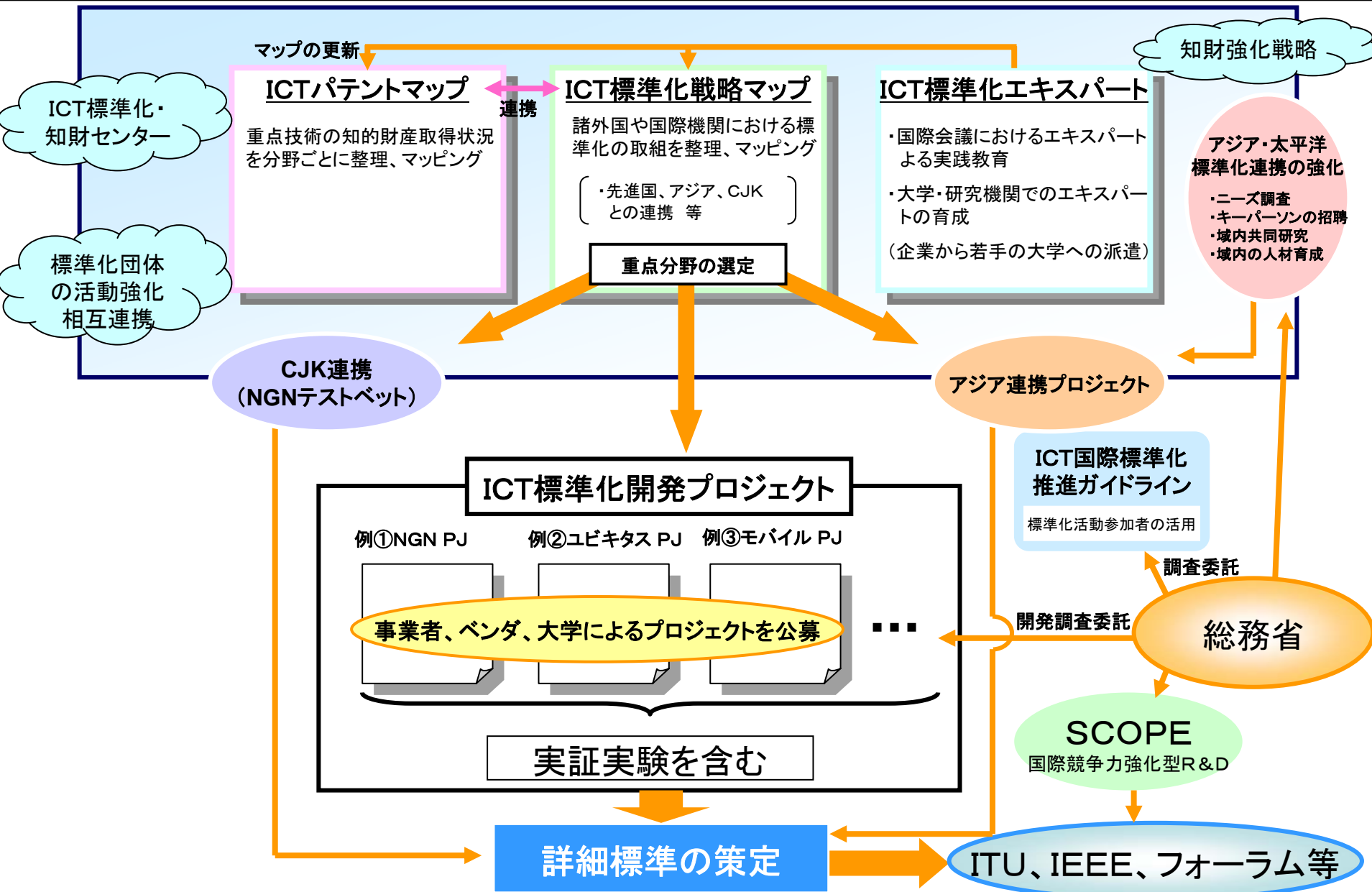
2 標準化戦略について

- ・ 国内の協調も重要であるが、個々の競争力を強化することも課題。
- ・ 標準化を行う場の中心、影響力を見極めて、標準化活動に取り組むことが重要。
- ・ 日本では特にベンダーによる国際標準化活動を活性化することが必要。
- ・ 研究開発と知財、標準化を三位一体として進める他、マーケティングとうまく連携することが国際競争力を高める上では重要。
- ・ 国際標準化マップには、標準化のどの段階で我が国の技術を入れ込んでいくのかについての項目が必要。
- ・ 標準化活動に対する貢献が評価される仕組みが必要。
- ・ C J Kの枠組みを活用すべき。
- ・ 標準化の主導権をアジアに持ってくることを考えるべき。
- ・ 企業向けだけでなく、大学向けのガイドラインも必要。
- ・ ビジネスに繋がらない分野についても、国際的な取組の一つとして日本も貢献出来ると良い。

3 他国の状況について

- ・ 中韓は標準化の場に、若手が積極的に参加している。
- ・ 日本の大学で行っている標準化の講座に、中韓の留学生が積極的に出席している。

ICT標準化・知的財産強化プログラムの全体イメージ(素案)



標準化戦略ワーキンググループ検討スケジュール(案)

資料 標-1-7

平成19年8月

